

令和8年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書  
の氏名の記載誤りについて（経緯書）

## 1 概要

令和8年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書について、一部、賦課期日時点氏名欄に、旧姓等の過去情報が記載されるなど、記載誤りがあるものが送達されてしまっていることが判明した。

## 2 経過

### (1) 令和8年6月9日

- ・納税義務者から、納税通知書の送付先宛名欄に記載の氏名と、賦課期日時点氏名欄に記載の氏名が相違している旨の電話があった。
- ・基幹システムの契約先に確認をしたところ、課税システムのプログラムミスであることが判明した。

### (2) 令和8年6月10日

対象となった全件（908件）をリストアップの上、現時点では、個人情報  
の漏洩が発生していないことを確認した。

### (3) 令和8年6月11日

全件を再検証し、影響範囲の詳細を明確にした上で、旧姓が表記されるな  
どの122件について、修正した納税通知書にお詫びの文書を同封し、再送  
付することとした。（6月15日送付）

## 3 再発防止策

委託業者から納品された納税通知書の確認作業を徹底するとともに、シス  
テム業者に対し、改めてシステムが正常稼働していることの確認作業の徹底  
を強く求めるなど確認体制を強化する。